

金 融 庁
令和 2 年 5 月 7 日

持続化給付金の支給に伴うお願いについて

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高が大きく減少し、厳しい経営状況に置かれている中小企業・小規模事業者に対し、その事業の継続を支援し、再起の糧としていただくことを目的とした「持続化給付金」の申請受付が令和2年5月1日より開始されたところである。

今後、給付が予定されている当該給付金は、事業継続の支援を目的としていることから、下記事項の取扱いに努めていただくよう、貴協会会員等に対して周知方よろしくをお願いしたい。

記

当面の間、売上の回復が見込めない場合や条件変更をしている場合であっても、事業者の事業継続に支障を来すことがないよう、担保の設定や差押えの判断にあたっては、事業者の置かれている状況等を踏まえ、特段の配慮を行うこと。

以 上